

<報道発表資料>

令和6年12月4日

.....
カテゴリー:お知らせ

令和6年度県内地下水における有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) の調査結果をお知らせします

埼玉県及び関係市では、令和6年度からPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）について、水質汚濁防止法第16条で規定される地下水質測定計画に位置付け地下水の汚濁状況を監視しています。

令和6年度は、全調査地点44地点のうち県の調査地点31地点を実施したところ、吉見町大字大串の1地点で指針値（暫定）の超過を確認しました。この結果を受け、今後、県では原因特定に向けた調査を実施します。

● 令和6年度地下水調査結果

- 1 採水年月 令和6年9月から10月
- 2 調査地点 県実施分 31地点

【結果】

項目	地点数	指針値（暫定） 超過地点数
PFOS 及び PFOA	31	1

【指針値（暫定）超過地点】単位（ng/L）

超過地点名	測定結果	指針値（暫定）
吉見町大字大串	51	50

なお、吉見町の水道は、県営水道（吉見浄水場・行田浄水場）で作られた浄水を受水して、町内全域に配水しており、地下水は使用していません。

※ 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）について

PFOS 及び PFOA は泡消火薬剤、金属メッキ処理剤、半導体用反射防止剤などに使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、すでに製造・輸入等が禁止されています。どの程度の量が身体に入ると人体に影響が出るのか、確定的な知見はありません。

環境省は令和 2 年 5 月 28 日、PFOS と PFOA を人の健康の保護に関する要監視項目*に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定的な目標値として、「指針値（暫定）」を 1 リットルあたり 50 ナノグラム（50ng/L、PFOS と PFOA の合計値）と決めました。

* 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質